

番 号 : 160686

国 名 : エチオピア

担当部署 : 地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

案件名 : 水技術機構 (EWTI) 研修運営・管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3～4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年10月中旬から2016年12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.60M/M、現地 0.70M/M
合計 1.30M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 21日 整理期間 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月5日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月18日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 8点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等 :
 - ① 類似業務の経験 45点

- | | |
|-------------------|---------|
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 9点 |
| ③語学力 | 20点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
| | (計100点) |

類似業務	評価分析に係る各種業務
対象国／類似地域	エチオピア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

エチオピアでは、安全な水へのアクセス率は58%（WHO/UNICEF,2015）と、サブサハラアフリカ諸国平均の68%と比較しても極めて低い状態にある。これに対し、2016～2020年の国家計画であるGrowth and Transformation Plan（以下、GTP2）では、全体で83%（都市部：75%、村落部：85%）まで改善する目標を立て、水資源開発及び給水事業を進めている。一方、井戸掘削を担う技術者やポンプ・発電機などの維持管理を担当する技術者をはじめ、水道サービスを担う技術者の数が著しく不足しており、水セクター最上位計画である「国家給水衛生向上計画(UAP: Universal Access Plan)」では、今後20,000人の技術者の育成が必要とされている。

我が国は、1998年1月から2013年11月の約15年間に及び、水分野の技術研修・訓練を担うEthiopia Water Technology Center(EWTEC)の能力強化を通じて、約4,000人の水分野に従事する技術者の育成を支援してきた。その成果が評価され、EWTECは2013年8月にEthiopian Water Technology Institute（和名：水技術機構 以下、EWTI）へと組織改編され、水・灌漑・電力省（以下、MoWIE）の一プロジェクトという位置づけから国立公益機関へと昇格した。その結果、EWTIは水分野における人材育成の中核機関として位置づけられ、エチオピアの職業規格（EOS: Ethiopian Occupational Standard）に沿った長期研修や職業訓練機関の講師育成（TOT）、水分野の実務者向けの短期研修の実施が期待されることとなった。

しかしながら、組織改編後のEWTIにおいては、職員の離職や経営層のイニシアチブの低下等により、具体的な経営体制整備計画や講師確保・教材整備等の研修実施に必要な体制整備計画が策定されておらず、EWTEC時代から実施している短期研修以外の研修については、実施の目途が立っていなかった。係る状況を踏まえ、我が国は、2015年に水技術機構アドバイザーを派遣し、水分野における労働力需要及び職業訓練機関の運営に関する各種制度・条件の分析を支援し、EWTIの能力強化を図るとともに、体系的な研修を実施するための組織・研修管理上の課題を分析した。その結果、EWTIは職員の雇用や新規研修コースの立案等を進めているものの、組織・研修マネジメント体制が脆弱であるほか、講師の指導力が不足しているため、計画的かつ体系的な研修を実施することができていない状態にあることが判明した。

以上より、EWTIの組織・研修マネジメント体制を強化し、もってEWTIの研修の質の改善に寄与することで技術者の継続的な育成に貢献することを目的に、エチオピア

側から本プロジェクトの実施が要請された。本詳細計画策定調査では、プロジェクトによる協力期間とプロジェクトの妥当な到達目標を設定し、C/P機関と協議・合意することを目的としている。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、他団員の作成した質問票及び詳細計画策定調査報告書の取り纏め（目次案含む）を行う。

(1) 国内準備期間（2016年10月中旬～10月下旬）

- ・プロジェクトの背景情報（過去のEWTEC支援や水技術機構アドバイザーの報告書等）に係る情報を収集し、分析する。
- ・関連報告書等进行分析し、エチオピアの開発計画における本プロジェクトの位置づけや、水分野における政策・制度の現状、水セクターの開発動向を把握する。
- ・我が国の無償資金協力案件、技術協力プロジェクト等に関する情報収集、分析を通し、我が国援助と本事業の関連性を分析する。
- ・収集した情報を踏まえ、担当分野に係る調査方針・計画（案）を作成する。
- ・PDM・PO（案）（英文）の検討を支援する。
- ・水・灌漑・電力省（MoWIE）、EWTI、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。また、他団員の質問票を取り纏め、JICAエチオピア事務所に送付する。
- ・事前勉強会、対処方針会議等に参加する。
- ・詳細計画策定調査報告書(案)の目次案を検討する。

(2) 現地派遣期間（2016年11月上旬～11月下旬）

- ・JICAエチオピア事務所、エチオピア側関係機関、他ドナーとの打合せに参加する。
- ・先方政府の要請の背景及び内容を把握する。
- ・MoWIE及びEWTIに対して、担当分野に係る調査方針及び計画を説明する。
- ・PDM協議の準備に必要な範囲で、以下の項目に関する情報の収集及び整理を行う。また、整理した情報を各団員に共有する。

－先方政府の要請の背景・内容

－先方政府の水セクターに関する国家政策、開発計画（開発実績と現状の課題を含む）、水セクター及び人材育成に係る関連法案、制度、ガイドライン等

－水セクターに対する我が国援助方針と本プロジェクトの関連、及びJICA国別事業実施計画上の位置づけ

－EWTI及び関連機関（水・灌漑・電力省、州水資源局、県・郡水事務所、水道公社、職業訓練校（TVET）等）の法的位置づけ及び関係性、各々の役割、EWTIの予算獲得プロセス、人員、活動等に係る情報

※EWTIに関しては、組織図を入手した上で、各部の詳細な役割（アドミニ担当の職務内容を含む）、人員配置状況等を確認すること。

－先方政府及び実施機関の、本プロジェクトへの予算・人員配置に係るコミッ

トメント

－関連する援助活動（日本及び他の援助機関の人材育成に係る支援状況）

- ・先方関係者を集めた PDM 検討のための PCM ワークショップにおいて、ファシリテーター業務を含めたワークショップ運営を行う。また、PDM 協議を主催し、先方との協議結果の取り纏めに協力する。
- ・他団員と協力し、本プロジェクトの実施体制（案）及びカウンターパートの配置を検討する。
- ・プロジェクトを実施するにあたって想定される成果・活動・投入規模、実施に当たっての留意事項を整理する。
- ・プロジェクト開始までのスケジュール及び先方負担事項、並びにプロジェクト開始の前提条件検討に協力する。
- ・上記調査結果を踏まえ、PDM・PO(案)(英文)、M/M・R/D(案)(英文)、現地調査結果報告書(和文)の作成に協力する。
- ・評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトの事前評価を行う。
- ・担当分野に係る現地調査結果を JICA エチオピア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2016年12月上旬～12月中旬）

- ・帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ・収集資料を整理・分析する(収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ等)。
- ・担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。また、他団員の作成する報告書を取りまとめる。
- ・事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ・本プロジェクトで想定される活動に係る投入計画について、担当分野の観点から検討を行う。

8. 成果品等

コンサルタントが作成ないしは提出する資料は下記のとおり。うち、本業務の成果品は（1）とする。

- （1）詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- （2）収集資料一式
- （3）協議議事録

※全て電子データで提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照してください。留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます（見積書上に積算してください）。現地渡航回数は1回を想定しています。

現地渡航回数は1回を想定しています。標準渡航経路は東京ードバイーアディ

スアベバとします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2016年11月6日～11月26日を予定しています。

JICAからの調査団員は本業務従事者より1週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 経営／組織体制強化
- エ) 研修計画・管理
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA地球環境部、及びエチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳傭上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

・本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- 【技術協力】地下水開発・水供給訓練計画フェーズ1 終了時評価報告書
(2004年)

http://libopac.jica.go.jp/images/report/11707023_01.pdf

- 【技術協力】地下水開発・水供給訓練計画フェーズ2 事業完了報告書
(2008年)

http://libopac.jica.go.jp/images/report/12233409_01.pdf

- 【技術協力】地下水開発・水供給訓練計画フェーズ3 事業完了報告書
(2013年)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12129250.pdf>

- 【個別専門家】水技術機構アドバイザー（職業訓練需要調査）（2015年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000026823.pdf>

- 【個別専門家】水技術機構アドバイザー（職業訓練機関運営）（2015年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000026825.pdf>

・本業務に関する以下の資料を、地球環境部水資源グループ（gegwt/@jica.go.jp）にて配布します。

- GTP II
- EWTI組織改編関連資料一式
- EWTIの既存研修モジュール（JICA入手分）

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② エチオピア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAエチオピア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録願います。
- ③ 本業務の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上